

「研究開発型スタートアップへのファンディングの在り方」に関する基本方針

令和 6 年 3 月
内閣府
文部科学省
経済産業省

1. 背景・趣旨

① 趣旨

大学・高等専門学校発スタートアップを含め、研究開発型スタートアップへのファンディングの在り方を示す基本方針が存在しないことから、シード期（VC 等から投資を受ける前の段階）のスタートアップでの研究開発費の不足により「死の谷」を超えることができず、また資金配分機関においても多くの論点（補助率、申請様式、経理処理等）が指摘されている。こうした状況を踏まえ、資金配分機関等による支援の強化、実施方法、補助率・財源、データ収集・評価分析等について「研究開発型スタートアップへのファンディングの在り方」に関する基本方針を策定した。

② 本基本方針の取扱い

本基本方針は、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版（令和 5 年 6 月 16 日閣議決定）」に基づき、内閣府・文部科学省・経済産業省が策定し、各資金配分機関において、以下の方針で対応することとする。

また、本基本方針は 1 府 2 省のホームページで公開し、広く本取り組みを周知する。

2. シードステージのスタートアップへの研究開発支援の強化と支援を行う資金配分機関の拡大

「死の谷」を超えるため、シード期（VC 等から投資を受ける前の段階）のスタートアップ（株式会社）への研究開発費（資金調達やライセンスに向けたプロトタイプ作成に係る費用）の支援を以下の各資金配分機関の取組を通じて強化する。

また、基礎研究段階のファンディングを行っている資金配分機関（JST、AMED 等）が技術的な知見を有していることから、当該機関はシードステージの研究開発型スタートアップへの支援も行い、また、その他の研究開発法人（JA

× A等)についても、シードステージのスタートアップへの研究開発費の供給を強化する。

＜国立研究開発法人 科学技術振興機構（JST）＞

大学等のアカデミアから生まれるスタートアップの創出等を目的として設立した「大学発新産業創出基金」の基本方針において、創業前の段階から創業初期における VC からの出資や NEDO 等の事業など、シード期の資金調達に円滑に接続されるまでのフェーズを対象として実施すること、またその際には以下の仕組みを整えることとしている。

- ・ 上記事業実施期間中に起業に至った際の経費の支出先について、個々のケースごとに、スタートアップの成長に向けた効果や効率性等を踏まえ、大学又は起業後のスタートアップ及び双方のいずれかを選択できる仕組み。
- ・ また、スタートアップに支出するケースにおいては、事務処理体制の整備を求めつつ概算払い等や取得財産の帰属を認める仕組み。

上記を踏まえ、本基金事業の支援を得て創出した大学等発スタートアップ等に対し、ディープテック・スタートアップ国際展開プログラムでは最大 1 年間及び合計 1 億円程度（スタートアップ・エコシステム共創プログラム発のスタートアップ等は合計 2 千万円程度）の範囲内において、直接支援を可能とする。

＜国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）＞

令和 5 年度「研究開発型スタートアップの起業・経営人材確保等支援事業」（当初予算）において、起業前及び起業直後のステージのディープテック・スタートアップが行う研究開発等を補助率 100%で最大 3000 万円まで支援する事業を実施。令和 6 年度においても同様の事業を実施する予定としている。

最初の資金調達の目処が立って以降のディープテック・スタートアップに対しては、令和 4 年度に「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策（令和 4 年 10 月 28 日閣議決定）」に基づいて造成した 5 年間 1000 億円の「ディープテック・スタートアップ支援基金」により、VC 等と協調して最大 30 億円の補助（補助率は最大 2/3）によりその研究開発を支援する体制を構築。

これらにより、ディープテック・スタートアップの事業成長を初期の段階から一定の研究開発成果を達成する段階まで連続的に支援することとしている。

なお、当該基金の運用において、初期の実用化研究開発を支援するフェーズにおいて、JST 事業で一定の要件（事後評価での高評価及び JST より NEDO への推薦）を満たしたスタートアップについては審査において優遇する措置を講じている。

併せて、令和 5 年度補正予算「事業会社の有する革新的な技術等のカーブア

ウト加速等支援事業」において、事業会社からのカーブアウトを対象に、起業前の個人や起業直後のステージにあるスタートアップの行う研究開発等を補助率3/4で支援する事業を実施する予定としている。

＜国立研究開発法人 日本医療研究開発機構（AMED）＞

「大学発医療系スタートアップ支援プログラム」を新設し、医療分野の実用化に関してノウハウのある橋渡し研究支援機関を活用し、大学発医療系スタートアップの起業に必要な専門的な支援を行うとともに、起業前から起業直後までの非臨床研究等に必要な資金を柔軟かつ機動的に支援することとしている。

＜国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（JAXA）＞

「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版（令和 5 年 6 月 16 日閣議決定）」を踏まえ、JAXAの戦略的かつ弾力的な資金供給機能の強化のため、令和 6 年度概算要求において文部科学省にて 30 億円を新規要求し、令和 5 年度補正予算において文部科学省にて 1,500 億円を措置した（政府全体では合計 3,000 億円）。

（参考）「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版」

1. 宇宙

宇宙分野のイノベーションを官民連携で加速するため、欧米の宇宙開発機関が、シーズ研究を担う大学や民間事業者、また、商業化を図る民間事業者の技術開発に向けて、資金供給機能を有していることを踏まえ、民間事業者等が複数年度にわたる予見可能性を持って研究開発に取り組めるよう、宇宙航空研究開発機構（JAXA）の戦略的かつ弾力的な資金供給機能を強化する。

3. 実施方法

スタートアップと資金配分機関の両者の負担軽減の観点から、ステージゲート方式の導入の有無等を含め、各資金配分機関が得意とする形（大学への補助金と同様の申請様式とする等）を許容するとともに、諸手続（各種様式、経理処理、日誌等）の簡略化を以下の各資金配分機関の取組を通じて実施する。

＜国立研究開発法人 科学技術振興機構（JST）＞

「大学発新産業創出基金」において、同基金の支援を受けて創出されたスタートアップを経費の支出先として追加するにあたっては、申請者の負担が大きくなるように十分考慮しつつ、スタートアップの事業計画、特に財務・資本政策やそれに係る課題・リスクとその対策などを記載した申請書類の提出を

求める。

<国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）>

上述の事業のいずれも、ディープテック・スタートアップの事業計画、研究開発計画、研究開発の実施体制等に関する申請書類の提出を求めており、申請者の負荷が過度に大きくならないよう、必要書類や運用については不断の見直しを行う。

なお、「ディープテック・スタートアップ支援事業」においては、スタートアップの事業・研究開発の進捗状況に応じて大きく3つの段階での支援メニューを用意しており、支援メニューを跨ぐ支援を行う場合には「ステージゲート審査」により次の支援メニューへの移行の是非を審査することで、新たに申請を行う手間を省く効果が期待される。

<国立研究開発法人 日本医療研究開発機構（AMED）>

「大学発医療系スタートアップ支援プログラム」については、日頃からやり取りのある支援機関（大学等）へ申請する方式とするなど、申請者の負担が大きくなならない手続き方法とするとともに、申請者の負荷が過度に大きくなならないよう、必要書類や運用については不断の見直しを行う。

4. 補助率・財源

大学・国研等への研究開発ファンディングと同様に補助率 100%の支援とするとともに、既存事業に影響が出ないよう補正予算を活用する。

<国立研究開発法人 科学技術振興機構（JST）>

「大学発新産業創出基金」を活用し、補助率 100%の支援とする。

<国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）>

令和 5 年度「研究開発型スタートアップの起業・経営人材確保等支援事業（当初予算）」において補助率 100%の支援を実施している。

<国立研究開発法人 日本医療研究開発機構（AMED）>

「大学発医療系スタートアップ支援プログラム」については、令和5年度補正予算により、AMEDの革新的研究開発推進基金に所要額を計上し、補助率 100%の支援とする。

5. データ収集・評価分析

国からシードステージのスタートアップへの研究開発ファンディングの実績を含め、支援のインパクトを把握するため、政策評価・分析に必要なデータ収集を以下の各資金配分機関の取組を通じて中長期的に行う。

＜国立研究開発法人 科学技術振興機構（ＪＳＴ）＞

「大学発新産業創出基金」の支援を受けて創出されたスタートアップについて、少なくとも支援終了後５年間は追跡調査を行い、資金調達額、雇用者数等、支援効果を分析するためのデータを収集する。その際、ＶＣ等から投資を受けていないスタートアップの件数を把握し、スタートアップへの支援の効果分析を行う。

＜国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構（ＮＥＤＯ）＞

上述の事業のいずれも、支援終了後５年間は研究開発成果に係る進捗状況（事業化の状況、製品の販売状況、収益の発生状況等）の報告を求め、事業成果に係るデータを収集することとしている。その際、ＶＣ等から投資を受けていないスタートアップの件数を把握する。

＜国立研究開発法人 日本医療研究開発機構（ＡＭＥＤ）＞

「大学発医療系スタートアップ支援プログラム」については、中長期的なデータ収集を行う予定。その際、ＶＣ等から投資を受けていないスタートアップの件数を把握し、当該スタートアップの支援件数を増加させるための方策を合わせて検討する。

6. 知財活用の促進

国からのファンディング制度において、評価項目から「特許件数」は削除した上で、ライセンス収入の評価項目への取入れなど多様な評価の方法を含め以下の各資金配分機関の取組を通じて実施する。

＜国立研究開発法人 科学技術振興機構（ＪＳＴ）＞

「スタートアップ・エコシステム共創プログラム」の申請時に、設立したスタートアップからの特許・ライセンス収入等を含むプラットフォーム運営に資する外部資金獲得額の目標値設定を求めており、特許・ライセンス収入は採択審査の評価において総合的に加味されている。

＜国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）＞

採択審査における評価において、技術の新規性や事業性、将来性といった観点で審査しており、ライセンスによる収入やその蓋然性といった点は事業性の評価において総合的に加味されている。

＜国立研究開発法人 日本医療研究開発機構（AMED）＞

法人評価においては薬事承認件数を評価項目に取り入れており、知財活用の促進の評価項目として引き続き KPI としていく。

7. スタートアップファンディングに関する3機関等の連携に関する事項

各資金配分機関等が連携し以下の取組を実施する。

- ・ スタートアップ関連公募ページについて、3機関相互にリンクを設定し、スタートアップにとって簡易かつ連続的に参照できるような構成とする。
- ・ ファンディング以降の成長に向けたグローバルビジネスモデルの策定に向け、内閣府「グローバル・スタートアップ・アクセラレーションプログラム」の活用を推奨する。
- ・ NEDO・JST・AMEDを含む、スタートアップ支援を行う16機関が参加する「Plus (Platform for unified support for startups)」の枠組みにより、支援機関を跨いでのワンストップでのサポートが可能となる体制を構築している。この枠組みを活用し、①シード期のスタートアップに対する支援経験が豊富なインキュベータやアクセラレータを招いた勉強会・研修会を実施すること、②3機関が支援しているシード期のスタートアップの社名・事業概要等を共有すること、③3機関におけるシード期スタートアップに対する支援でのグッドプラクティス・好事例などを共有する。